

不動産取得税（免除）の手引

〔産業立地促進税制（免除）〕

航空宇宙産業の集積拡大を図るため、企業立地の初期投資の軽減となる支援策として、航空宇宙関連産業の製造業を対象に、土地や家屋にかかる不動産取得税を免除し、県内外からの企業立地を促進しています。

対象区域	<p>①「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」（以下「特区」）の区域</p> <p>②特区の区域が所在する市町村の長の申出に基づき、航空宇宙産業の立地の促進を図る必要があると認めて知事が指定した区域</p>
対象期間	対象区域の指定のあった日から令和7年3月31日まで
対象不動産	<p>対象家屋</p> <p>事業（航空宇宙関連産業の製造業）の用に供するために、対象期間中に新築された家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築以外（増築等）は対象外（登記事項証明書等で確認） ・新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象
	<p>対象土地</p> <p>対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象家屋を取得しない場合（例：土地を他者に賃貸する場合など）は、土地は対象外となります。 ・土地と家屋を取得する者が異なるときでも、土地の取得者が対象家屋の取得者と完全支配関係（※）にある場合は、土地が対象となります。 <p>※法人税法第2条第12号の7の6に規定する関係（100%出資関係等）</p>
要件	<p>当該家屋等が、次のいずれにも該当すること</p> <p>①設備投資額（※）が1億円以上</p> <p>※家屋及び償却資産の取得費用（土地を除く）</p> <p>②常時雇用する労働者が5人以上</p> <p>③原則、家屋取得後6か月以内に事業を開始すること</p> <p>④事業を開始した日から3か月間の対象家屋で行われた事業の実績（生産量又は売上額）のうち、航空宇宙関連産業の製造業の占める割合が2分の1以上あること</p>
軽減額	不動産取得税額の全額

注1：愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者は、制度の適用対象とはなりません。

注2：土地の場合は取得前、建物の場合は着工前に対象区域となっていることが必要です。

申請手続

1 土地を取得した際の徴収猶予手続

- ・取得した土地について、課税免除となる不動産取得税額の徴収を猶予します。

(最長3年間。土地を賃借する場合や以前に取得した土地は対象外となるため、この手続は不要です。)

	内 容	提出書類	提出期限	提出先
1 徴 収 猶 予 (土 地)	①確認申請 対象となる不動産(土地)を取得した者である旨を申請して、確認を受けてください。 ⇒申請後、県から確認結果通知を発行します。	①対象不動産確認申請書 (様式第1又は様式第2) ※1	土地を取得した日から30日以内	経済産業局 産業部産業立地通商課
	◎取得税申告 不動産取得税(土地)の申告をしてください。 ※2	◎不動産取得税申告書	土地を取得した日から60日以内	各県税事務所
	②猶予申告 徴収猶予の申告をしてください。 (①確認申請による確認結果通知を添付)	②徴収猶予申告書 (様式第6又は様式第7) ※3	土地を取得した日から60日以内	各県税事務所

※1 家屋を取得する予定の者と完全支配関係がある者が土地を取得した場合は、確認申請時に対象不動産確認申請書(様式第2)及び完全支配関係に関する申立書(様式第3)を提出してください。

※2 徴収猶予手続を行わない場合も、不動産取得税の申告は必要です。ご注意ください。

※3 家屋を取得する予定の者と完全支配関係がある者は徴収猶予申告書(様式第7)を提出してください。

2 家屋を取得した際の徴収猶予手続

- ・対象となる家屋取得後に行う手続です。

- ・取得した家屋について、課税免除となる不動産取得税額の徴収を猶予します。(最長1年間。)

	内 容	提出書類	提出期限	提出先
2 徴 収 猶 予 (家 屋)	①確認申請 対象となる不動産(家屋)を取得した者である旨を申請して、確認を受けてください。 ⇒申請後、県から確認結果通知を発行します。	①対象不動産確認申請書 (様式第1) ※1	家屋を取得した日から30日以内	経済産業局 産業部産業立地通商課
	◎取得税申告 不動産取得税(家屋)の申告をしてください。 ※2	◎不動産取得税申告書	家屋を取得した日から60日以内	各県税事務所
	②猶予申告 徴収猶予の申告をしてください。 (①確認申請による確認結果通知を添付)	②徴収猶予申告書 (様式第8)	家屋を取得した日から60日以内	各県税事務所

※1 家屋取得日と事業開始日の間隔が短い場合などは、徴収猶予手続を行うメリットが少ないことがあります。

※2 徴収猶予手続を省略した場合も、不動産取得税の申告は必要です。ご注意ください。

3 免除手続(必須)

- ・事業開始後に行う手続きです。
- ・土地、家屋(土地を賃借する場合や対象区域となる前に土地を取得した場合は家屋のみ)について、税額を免除します。
- ・徴収猶予手続を行った場合も、この免除手続は必要です。ご注意ください。

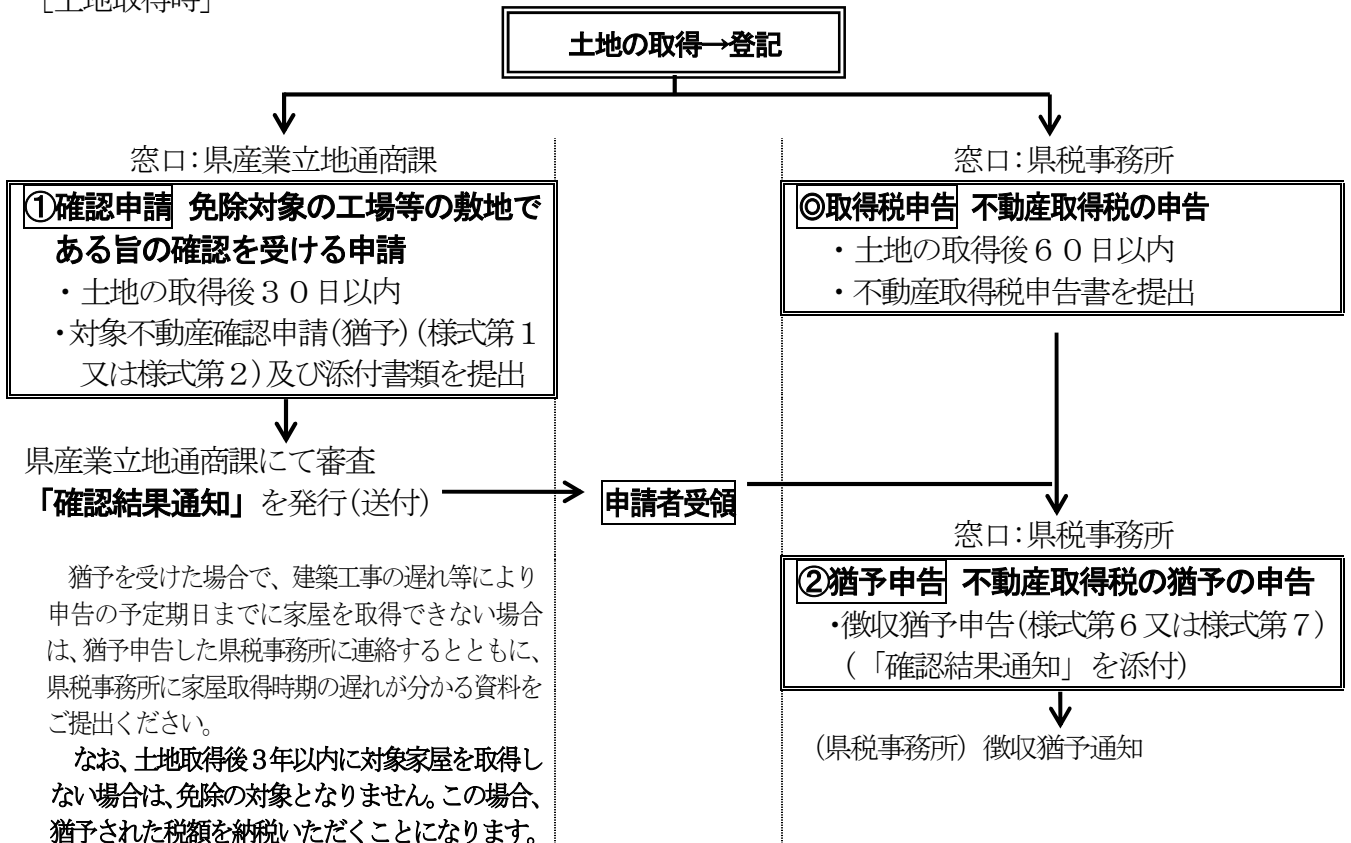
	内 容	提出書類	提出期限	提出先
3 免 除	①確認申請 対象となる不動産(土地、家屋)を取得した者である旨の申請をして、確認を受けてください。 ⇒申請後、現地確認等を行い、県から確認結果通知を発行します。	①対象不動産確認申請書 (様式第1又は様式第2) ※1	事業を開始した日から3か月以降4か月以内	経済産業局 産業部産業立地通商課
	②免除申請 不動産取得税の免除申請をしてください。 (①確認申請による確認結果通知を添付)	②不動産取得税減額等申請書 (様式第4又は様式第5) ※2	確認結果の通知日以降	各県税事務所

※1 免除対象事業者と完全支配関係がある者が免除申請する場合は、確認申請時に対象不動産確認申請書(様式第2)及び完全支配関係に関する申立書(様式第3)を提出してください。

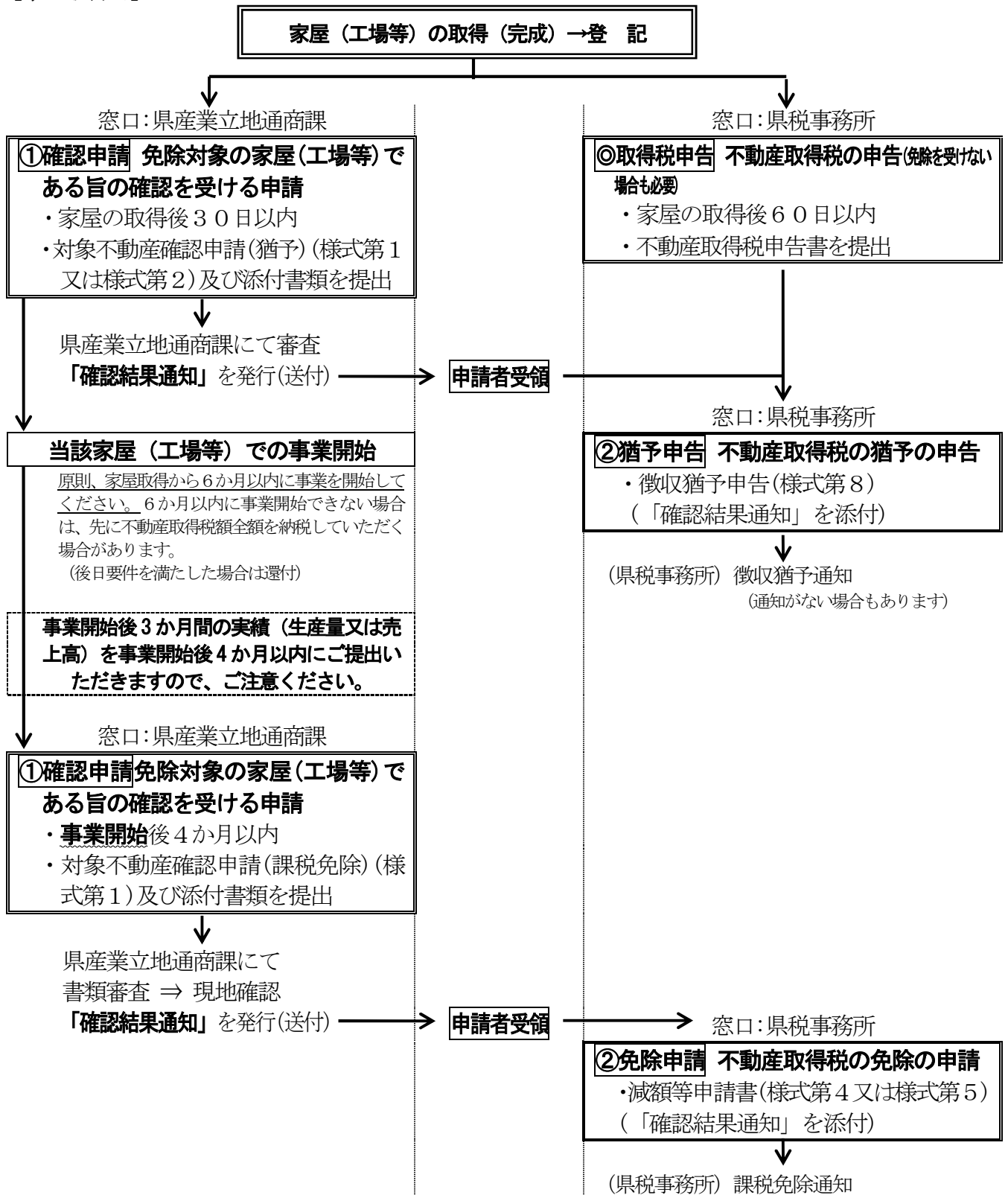
※2 免除対象事業者と完全支配関係がある者は不動産取得税減額等申告書(様式第5)を提出してください。

申請手続きの流れ

[土地取得時]



[家屋取得時]



○様式は次からダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/yuuguu/zeisei.htm>（様式第1～8）

<https://www.pref.aichi.jp/zeimu/sinsei/index.html>（不動産取得税申告書）

記載例

様式第1 (第7条-第10条関係) **記載例**

対象不動産確認申請書

年 月 日

愛知県知事殿

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
(電話番号 —)

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例施行規則
のとおり確認を申請します。

第7条
第8条
第9条
第10条の規定により、次

減額・課税免除・徴収猶予			
主たる業種	〇〇製品(部品)製造業	資本金	〇〇千円 従業員数 〇〇人
土地	所在地	〇〇市〇〇町〇〇番、〇〇番 (又は、別紙のとおり)	
	地目	宅地、雑種地 (又は、別紙のとおり)	
	地積	〇〇㎡ (又は、別紙のとおり)	
	取得年月日	令和〇年〇月〇日 (賃貸の場合は—— <横線>を記載)	
	賃貸借年月日	令和〇年〇月〇日 (取得の場合は—— <横線>を記載)	
取得不動産 家屋	所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
	家屋番号	〇番〇〇 (猶予申請の場合は—— <横線>を記載)	
	種類	工場、倉庫	
	構造	鉄骨造3階建、鉄骨造平家建	
	床面積	〇〇㎡	
	居住の用に供する部分の床面積	なし (又は〇〇㎡)	
	対象事業以外の事業の用に供する部分の床面積	なし (又は〇〇㎡)	
	用途	〇〇〇〇の製造工場	
	取得価額	〇〇〇〇〇円 (税抜価格で記入)	
取得年月日	令和〇年〇月〇日		
事業開始年月日	令和〇年〇月〇日		
償却資産の取得価額	〇〇〇〇円 (税抜価格)	常時雇用する労働者数	〇〇人
備考			

該当するものを囲む
土地・家屋取得時→徴収猶予
事業開始3ヶ月経過時→課税免除

履歴事項全部証明書等を参照し、主たる業種を具体的に記載

会社全体での従業員数を記載
(パートも含む、役員は除く)

土地の登記事項証明書と同一内容を記載
筆数が多い場合は「別紙のとおり」として内訳を添付
(P9参照)

複数筆ある場合は合算の上、内訳別紙を添付

土地の登記事項証明書の所有権に関する事項の原因日を記載

家屋の登記事項証明書と同一内容を記載

階数・建屋が複数ある場合は合算して記載
棟数が多い場合は合算の上、内訳別紙を添付

建物の登記事項証明書表題部の原因及びその日付を記載

建物以外の償却資産の合計額を記載 (税抜価格)

申請する当該家屋での労働者数を記載
(パートも含む、役員は除く)

猶予申請時は、予定内容を記載

事業開始日は、製造等の事業を開始した日を指します。
※対象工場の一部に余剰スペース等があっても可。

様式第2 (第7条-第10条関係) 記載例

対象不動産確認申請書

年 月 日

愛知県知事殿

申請者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)
(電話番号 — —)

第7条
第8条
第9条
第10条の規定により、

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例施行規則
次のとおり確認を申請します。

減額 ・ 課税免除 ・ 徴収猶予 ←該当するものを囲む

主たる業種	様式第1参照	資本金	〇〇千円 様式第1参照	従業員数	〇〇人 様式第1参照
取得土地	所在地	様式第1参照			
	地目				
	地積				
	取得年月日				
減額免除 対象事業者	住所	対象家屋を取得した者の住所(会社である場合は本社所在地)を記載(徴収猶予申請時は家屋取得予定者を記載)			
	氏名 (名称及び代表者氏名)	対象家屋を取得した者の名称を(会社である場合は代表者氏名も)を記載(徴収猶予申請時は家屋取得予定者を記載)			
減額免除 対象家屋	所在地	様式第1参照			
	家屋番号				
	種類				
	構造				
	床面積				
	居住の用に供する部分の床面積				
	対象事業以外の事業の用に供する部分の床面積				
	用途				
	取得価額				
	取得年月日				
事業開始年月日					
償却資産の取得価額	〇〇〇〇円 様式第1参照	常時雇用する労働者数	〇〇人 様式第1参照		
備考					

様式第3 (第7条-第10条関係) **記載例**

<p>完全支配関係に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) (電話番号 - -)</p> <p>次のとおり減額対象事業者との間に産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例 免除</p> <p>第2条第2項に規定する完全支配関係があることを申し立てます。</p>	
家屋取得(予定)年月日	令和〇年〇月〇日 (徴収猶予申請時は予定日を記載) 免除申請時は、①建物の登記事項証明書の表題部の原因及びその日付 又は ②契約書等に取得年月日が明記されている場合はその日 を記載
減額 免除 対象事業者	住所 対象家屋を取得した者の住所(会社である場合は本社所在地)を 記載 (徴収猶予申請時は家屋取得予定者を記載)
	氏名(名称及び代表者の氏名) 対象家屋を取得した者の名称を(会社である場合は代表者氏名も) 記載 (徴収猶予申請時は家屋取得予定者を記載)
出資関係を系統的に示した図	<p>記載例:</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">A 社</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓ 100%出資</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">B 社</div> </div>
備考	

様式第1（確認申請書）の添付書類

1 土地の徴収猶予手続の添付書類

添付書類	1 対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書の写し 2 対象家屋の敷地となる土地の登記事項証明書 3 対象家屋において行われる免除対象事業の計画を記載した書類 ※3は「免除対象家屋で行う事業に関する計画書」又は「計画を記載した書類（様式任意）」 4 対象家屋の敷地となる土地を取得した者が会社である場合は、その登記事項証明書 5 その他、知事が必要と認める書類 ※5は必要により個別依頼（操業開始予定時期を確認できる書類（事業計画書等）） ※申請する区域が、土地区画整理事業の区域の場合は上記に加えて仮換地証明書等を添付
提出期限	対象家屋の敷地となる土地を取得した日から30日以内

2 家屋の徴収猶予手続の添付書類

添付書類	1 対象家屋の登記事項証明書 2 対象家屋において行われる免除対象事業の計画を記載した書類 ※2は「免除対象家屋で行う事業に関する計画書」又は「計画を記載した書類（様式任意）」 3 対象事業者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書 4 その他、知事が必要と認める書類 ※4は必要により個別依頼
提出期限	対象家屋を取得した日から30日以内

3 免除手続の添付書類

添付書類	<p>1 対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>2 対象家屋に係る売買契約書又は新築工事の請負契約書の写し及びこれらの契約書に係る領収書の写し ※2の領収書等は振替書などで他の内容と一体となっている場合は、該当部分以外の黒消可</p> <p>3 対象不動産(軽減を申請する土地・家屋)の登記事項証明書</p> <p>4 対象家屋の配置図及び平面図 ※4は対象家屋が対象事業に使われていること(住居、対象事業以外との区分)がわかる図面</p> <p>5 対象家屋及びその敷地となる土地において対象事業の用に供する償却資産の名称及び取得価額を証する書類 ※5は、固定資産台帳の写し 又は 主たる償却資産について種類、名称、取得年月日、取得価額を記載した書類(様式任意)</p> <p>6 対象家屋において常時雇用する労働者の数を証する書類 ※6は、社員名簿など、既存のもののコピー(支障がある内容・項目は黒消し可) 又は、氏名、職名、所属、生年月日、正規雇用者の場合は採用年月日(正規雇用者以外は雇用期間)などを記載した書類(様式任意)。 ※常時雇用する労働者とは、申請者が直接雇用する労働者を指します。(役員、人材派遣、出向者等は常時雇用する労働者数には含まれないので注意) (不動産賃貸業の場合は、申請者が直接雇用する労働者に加えて賃貸先が雇用する労働者も可)</p> <p>7 対象家屋において行われた対象事業の三月間の実績(生産量又は売上額)を記載した書類 ※7は「免除対象事業に関する報告書」 又は 実績を記載した書類(様式任意)</p> <p>8 対象事業者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書</p> <p>9 その他、知事が必要と認める書類 ※9は、必要により個別依頼</p>
提出期限	対象家屋が最初に事業の用に供された日から4か月以内

注:提出期限までに添付書類(登記事項証明書等)が整わないおそれがある場合などは、個別相談により、登記申請書などで代替対応して仮受付を行うなどの対応を行います。P10の提出先まで、ご相談ください。

所在地が複数になる場合の別紙内訳の作成例			常時雇用する労働者の数を証する書類の例		
別紙			〇〇会社〇〇工場 社員名簿		
所在地	地目	地積	氏名	所属・職位	採用年月日
〇〇市〇〇番地	宅地	〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇班長	H . .
〇〇市〇〇番地	雑種地	〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇	H . .
...

様式第2（確認申請書）の添付書類

1 土地の徴収猶予手続の添付書類

添付書類	1 対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書の写し 2 対象家屋の敷地となる土地の登記事項証明書 3 完全支配関係に関する申立書（様式第3） 4 対象家屋において行われる対象事業の計画を記載した書類 ※4は「免除対象家屋で行う事業に関する計画書」又は任意様式 5 対象家屋の敷地となる土地を取得した者が会社である場合は、その登記事項証明書 6 その他、知事が必要と認める書類 ※6は必要により個別依頼（操業開始予定時期を確認できる書類（事業計画書等）） ※申請する区域が、土地区画整理事業の区域の場合は上記に加えて仮換地証明書等を添付
提出期限	対象家屋の敷地となる土地を取得した日から30日以内

2 免除手続の添付書類

添付書類	1 対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書の写し 2 対象家屋の敷地となる土地の登記事項証明書 3 完全支配関係に関する申立書（様式第3） 4 対象家屋の敷地となる土地を取得した者が会社である場合は、その登記事項証明書 5 その他、知事が必要と認める書類 ※5は、対象事業者と完全支配関係があることを証する書類（法人税の申告書類、株主名簿、株主総会資料、財産目録等）の写し及び公表同意書を提出
提出期限	対象家屋が最初に事業の用に供された日から4か月以内

注：提出期限までに添付書類（登記事項証明書等）が整わないおそれがある場合などは、個別相談により、登記申請書などで代替対応して仮受付を行うなどの対応を行います。下記の提出先まで、ご相談ください。

●様式第1～3の提出先（問合せ先）

■愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課 立地推進グループ

TEL <052>954 - 6372<ダイヤル>

FAX <052>961- 7693

様式第4 (第11条関係) 記載例

産業立地の促進に係る不動産取得税減額等申請書

年 月 日

愛知県 ○○ 県税事務所長殿

納税義務者 住所
(所在地)
 氏名
(名称及び代表者氏名)

(電話番号 - -)

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例施行規則第11条の規定により、次のとおり不動産取得税の課税免除を申請します。
 減 額
 還 付

※次の3項目は対象不動産確認申請書(様式第1)と同内容を原則としますが、本書作成時までに変更があれば、その内容で記載してください。

主たる業種		確認申請書(様式第1)と原則同内容		資本金	確認申請書(様式第1)と原則同内容		従業員数	確認申請書(様式第1)と原則同内容	
取得した土地	土	所在地			地目	地積		取得年月日	
		確認書から転記			確認書から転記	確認書から転記		確認書から転記	
						m ²		年 月 日	
不動産の明細	家屋	所在地		家屋番号	種類及び構造	床面積		取得年月日	
		確認書から転記		確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記		確認書から転記	
						m ²		年 月 日	
		対象事業以外の事業の用に供する部分の有無	確認書から転記		居住の用に供する部分の有無		確認書から転記		
賦課の内容	種別	年度	納税通知書番号	納期限		税額		減額免除	申請金額
	土地	県税事務所から送付される納税通知から転記							
	家屋								
確認年月日		県から発行する確認通知の日付を記載							
還付金の振込先		(フリガナ) 口座名義		銀行・信用金庫・信用組合・農協		支店 普通・当座			
備考		口座を記載							

○様式第4の提出先(問合せ先)

■各県税事務所(別表参照)

様式第5 (第11条関係) 記載例

産業立地の促進に係る不動産取得税減額等申請書

年 月 日

愛知県 ○○ 県税事務所長殿

納税義務者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
(電話番号 — —)

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例施行規則第11条の規定により、次のとおり
減 額
不動産取得税の 課税免除 を申請します。
還 付

※次の3項目は対象不動産確認申請書(様式第2)と同内容を原則としますが、本書作成時までに変更があれば、その内容で記載してください。

主たる業種	確認申請書(様式第2)と原則同内容	資本金	確認申請書(様式第2)と原則同内容	従業員数	確認申請書(様式第2)と原則同内容
取得した土地の明細	所在地	地目	地積	取得年月日	
	確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記
			m ²	年 月 日	
減額対象事業者免除	住所	確認書から転記			
	氏名(名称及び代表者の氏名)	確認書から転記			
減額対象家屋の明細	所在地	家屋番号	種類及び構造	床面積	取得年月日
	確認書から転記		確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記
				m ²	年 月 日
	対象事業以外に供する部分の有無	確認書から転記	居住の用に供する部分の有無	確認書から転記	
賦課の内容	年度	納税通知書番号	納期限	税額	減額免除申請金額
	県税事務所から送付される納税通知から転記			円	円
			年 月 日	円	円
確認年月日	県から発行する確認通知の日付を記載				
還付金の振込先	(フリガナ)口座名義	銀行・信用金庫・信用組合・農協		支店 普通・当座	
備考	口座を記載				

○様式第5の提出先(問合せ先)

■各県税事務所(別表参照)

様式第6 (第12条関係) 記載例

産業立地の促進に係る不動産取得税徴収猶予申告書

年 月 日

愛知県 ○○ 県税事務所長殿

納税義務者 住所
(所在地)
 氏名
(名称及び代表者氏名)
 (電話番号 - -)

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例第4条第4項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申告します。

※次の3項目は対象不動産確認申請書(様式第1)と同内容を原則としますが、本書作成時までに変更があれば、その内容で記載してください。

主たる業種	確認申請書(様式第1)と原則同内容	資本金	確認申請書(様式第1)と原則同内容	従業員数	確認申請書(様式第1)と原則同内容
取得した土地の明細	所在地		地目	地積	取得年月日
	確認書から転記		確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記
				m ²	年 月 日
取得予定家屋の明細	所在地		種類及び構造	床面積	取得予定年月日
	確認書から転記		確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記
				m ²	年 月 日
	対象事業以外の事業の用に供する部分の有無	確認書から転記	居住の用に供する部分の有無		確認書から転記
年度	納税通知書番号	納期限	税額	徴収猶予すべき金額	
	県税事務所から送付される納税通知から転記				
確認年月日	県から発行する確認通知の日付を記載				
備考					

○様式第6の提出先(問合せ先)

■各県税事務所(別表参照)

様式第7 (第12条関係) 記載例

産業立地の促進に係る不動産取得税徴収猶予申告書

年 月 日

愛知県 ○○ 県税事務所長殿

納税義務者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
(電話番号 — —)

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例第4条第4項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申告します。

※次の3項目は対象不動産確認申請書(様式第2)と同内容を原則としますが、本書作成時までに変更があれば、その内容で記載してください。

主たる業種	確認申請書(様式第2)と原則同内容	資本金	確認申請書(様式第2)と原則同内容	従業員数	確認申請書(様式第2)と原則同内容
取得した土地の明細	所在地	地目	地積	取得年月日	
	確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記	
			m ²	年月日	
減額免除対象事業者	住所	確認書から転記			
	氏名(名称及び代表者の氏名)	確認書から転記			
取得予定家屋の明細	所在地	種類及び構造	床面積	取得予定年月日	
	確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記	確認書から転記	
			m ²	年月日	
	対象事業以外の事業の用に供する部分の有無	確認書から転記	居住の用に供する部分の有無	確認書から転記	
年 度	納税通知書番号	納 期 限	税 額	徴収猶予すべき金額	
	県税事務所から送付される納税通知から転記		円	円	
確 認 年 月 日	県から発行する確認通知の日付を記載				
備 考					

○様式第7の提出先(問合せ先)

■各県税事務所(別表参照)

様式第8 (第12条関係) 記載例

産業立地の促進に係る不動産取得税徴収猶予申告書

年 月 日

愛知県 ○○ 県税事務所長殿

納税義務者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
(電話番号 — —)

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例第4条第4項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申告します。

※次の3項目は対象不動産確認申請書(様式第1)と同内容を原則としますが、本書作成時までに変更があれば、その内容で記載してください。

主たる業種	確認申請書(様式第1)と原則同内容		資本金	確認申請書(様式第1)と原則同内容		従業員数	確認申請書(様式第1)と原則同内容	
取得した家屋の明細	所在地			種類及び構造		床面積		取得予定年月日
	確認書から転記			確認書から転記		確認書から転記		確認書から転記
						m ²		年 月 日
	対象事業以外の事業の用に供する部分の有無	確認書から転記		居住の用に供する部分の有無		確認書から転記		
年 度	納税通知書番号	納 期 限		税 額		徴収猶予すべき金額		
	県税事務所から送付される納税通知から転記			日	円		円	
確 認 年 月 日	県から発行する確認通知の日付を記載							
備 考								

○様式第8の提出先(問合せ先)

■各県税事務所(別表参照)

問合せ先**1 産業立地促進税制の制度全般、様式第1～3の提出先(問合せ先)**

■愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 立地推進グループ
 (県庁本庁舎2階)
 TEL <052>954 - 6372<ダイヤルイン>
 FAX <052>961- 7693

2 様式第4～8、不動産取得税申告書の提出先(問合せ先)

■各県税事務所 (電話番号は、不動産取得税担当直通の番号です)

名称 電話番号	所在地	所管
名古屋東部県税事務所 052-953-7860	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所 052-531-6306	〒451-8555 名古屋市西区城西1-9-2	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部県税事務所 052-362-3216	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所 052-682-8925	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
東尾張県税事務所 0568-81-3769	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所 0586-45-3158	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多県税事務所 0569-89-8175	〒475-8505 半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県税事務所 0564-27-2715	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
豊田加茂県税事務所 0565-32-7484	〒471-8537 豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	豊田市、みよし市
東三河県税事務所 0532-35-6128	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎内))	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡